（証券コード2820）
2020年９月９日

株 主 各 位

広島県三原市沼田西町小原字袖掛73−５
株 式 会 社 や ま み
代表取締役社長　山 名　清

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会は適切な新型コロナウイルス感染予防策を実施したうえで開催いたしますが、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

なお、書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年９月23日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年９月24日（木曜日）　午前10時

２．場　　所　広島県三原市本郷南６丁目25番１号
本郷生涯学習センター「にいたかホール」

３．目的事項

報告事項　第46期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役２名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染防止への対応にご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。詳細は次ページをご参照ください。

また、本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yamami.co.jp/）に掲載させていただきます。

○新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症について、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、下記のとおりご案内申しあげますとともに、株主様のご理解とご協力の程お願い申しあげます。

◎株主様へのお願い
・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。
・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、感染症拡大防止のため、入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。
・株主総会会場ではマスクの着用をお願いいたします。

◎当社の対応について
・会場入り口にて、検温で体温確認をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
・会場入り口にアルコール消毒液を設置いたします。株主様には入場前のアルコール消毒をお願い申しあげます。また、トイレ等会場各所にアルコールを設置しますので、適宜アルコール消毒をお願い申しあげます。
・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とし、着席場所については当社より指定させていただく場合がございます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、手袋等を着用し応対をさせていただきますのであらかじめご了承ください。
・当社役員においても株主総会会場ではマスクを着用し、応対させていただきますのでご了承ください。

◎その他について
・本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
・例年実施しておりました会場内展示スペースでの製品展示等は中止させていただきます。

（添付書類）

第46期　事　業　報　告

（2019年７月１日から
2020年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移したことにより、雇用情勢や所得環境の緩やかな改善傾向が続き、景気は概ね堅調に推移したものの、消費増税や自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい状況に転じております。また、海外情勢は米国と中国の政治動向や金融資本市場の情勢にリスク懸念があり、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社が属します食品製造業におきましては、消費者の食品への安心・安全への意識の高まりを背景とした人材獲得競争の激化による人件費の上昇や、人手不足を背景とした物流費の上昇に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、内食需要が高まるとともに先行き不安から節約志向も高まり、厳しい経営環境で推移しました。

このような状況のもと、当社は一般消費向け各種豆腐、厚揚げ等を主力に、九州から中国・四国、関西、東海の各地方に加えて、関東地方でも積極的な営業を展開し、販売に注力いたしました。また、食品加工業、外食産業向けに各種豆腐等の販売を推進いたしました。

設備面では、富士山麓工場の厚揚げラインの新設が2019年12月に、富士山麓工場の木綿豆腐ラインの新設が2020年３月に、富士山麓工場の絹豆腐ライン、充填豆腐ラインの新設が2020年４月に完了し、関東地方への製造、出荷を開始したことにより、製品供給体制の拡充を図りました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高12,644百万円と前年同期と比べ1,763百万円（16.2%）の増収となりました。

利益につきましては、運送コストの上昇による荷造運賃の増加、富士山麓工場の稼働による減価償却費の増加、富士山麓工場の人件費や光熱費といった固定費負担等の影響もあり、営業利益は362百万円と前年同期と比べ579百万円（61.5%）の減益、経常利益は409百万円と前年同期と比べ566百万円（58.0%）の減益、当期純利益は富士山麓工場新設に係る補助金収入により、814百万円と前年同期と比べ129百万円（19.0%）の増益となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

安定した資金確保のため、長期借入金による調達を中心に実施しました。主な資金使途は設備資金となっており、今期末残高は前期末より1,354百万円増加して

6,105百万円となりました。

② 設備投資

当事業年度における設備投資は、3,411百万円であります。主な設備は、富士山麓工場の新設等であります。

(3) 財産及び損益の状況

区　分		第43期	第44期	第45期	第46期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	9,793	10,499	10,881	12,644
当期純利益	(百万円)	630	646	684	814
1株当たり当期純利益金額	(円)	98.86	101.47	100.44	117.36
総資産	(百万円)	8,716	9,448	12,805	15,013
純資産	(百万円)	4,102	4,631	6,199	6,868
1株当たり純資産額	(円)	642.61	723.92	890.50	986.69
自己資本比率	(%)	47.0	48.9	48.2	45.6

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により計算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) 等を第45期の期首から適用しており、第44期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

(4) 対処すべき課題

当社が中長期的に課題として取り組んでいく項目は、大きく以下の4点であります。

① 食品安全衛生への取組み

当社は、食に対する安全衛生管理を第一に考えております。消費者のみなさまに食の安全・安心をお届けすることが最重要項目と捉えております。当社の取り扱う豆腐、厚揚げ、油揚げは食品の中でも比較的賞味期限の短い日配品であり、高い品質管理の求められる製品であります。このような状況のもと、当社では、すべての製品のサンプルチェックを行うなど、製造過程から出荷まで徹底的に食品安全衛生管理に取り組んでおります。その一環として、本社工場及び関西工場では、国際規格であるFSSC22000を取得しております。

② 事業の規模拡大

当社は、現状、広島県三原市の本社工場、滋賀県甲賀市の関西工場、及び静岡県駿東郡の富士山麓工場において生産を行い、西は九州地方から東は関東地方までの地域に製品を供給しております。また、静岡県駿東郡に新設した富士山麓工場を拠点に、国内最大規模の市場である関東地方に本格的に製品を供給するべく、積極的な営業活動を展開しております。当社は事業を行う際に、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、1個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し拡大を図ってまいりました。この過程においては設備投資を行い、投資回収を繰り返し規模の拡大を図ってお

り、将来においても同様の方法により規模拡大を図っていく必要があると考えております。この規模拡大を図るために必要な設備に対する設備投資と、販売量確保のための営業を強化するために、ソフト面である営業技術、製造技術をブラッシュアップし、営業部門と製造部門の連携の強化を図ってまいります。

③ 販売単価の増加

当社は、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、１個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し、拡大を図ってまいりました。一方で、作りにくいがお客様からの需要は高い製品の自動化に取り組むことで、価値ある製品の販売に取り組んでおります。当社の製品の品質と価値を、お取引先様に認知頂き、販売単価を上昇させることで収益拡大を図ってまいります。

④ 人材の確保・育成

当社は、事業を拡大して行く上で、人材の確保・育成は重要な経営課題であると認識しております。人材の採用・育成について、新卒採用、中途採用共に強化することで、マネジメント力を高めていきます。さらに、今後も職場環境の改善を段階的に進め、人事制度を軸として業績優秀な社員のモチベーション向上に努め、更なる従業員の定着率向上を図っていく所存であります。また、社内外の研修等により学習の機会を与えること、学習したことをビジネスで実践する機会を与えること等を通じて、やり甲斐ある職場作りに努めていく所存であります。

(5) 主要な事業内容

当社は、豆腐を中心に厚揚げ、油揚げ等の豆腐関連製品を製造し小売業、卸売業に販売しております。

(6) 主要な事業所及び従業員の状況

① 主要な事業所

名　称	所　在　地
本社工場	広島県三原市
関西工場	滋賀県甲賀市
富士山麓工場	静岡県駿東郡
大阪営業所	大阪府茨木市
東京営業所	東京都北区

② 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
245名	27名増	34.9歳	3.7年

（注）従業員数は就業人数であり、パートタイマー202名は含んでおりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	借　入　残　高（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,379
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,184
株式会社日本政策金融公庫	537
株式会社三井住友銀行	500
株式会社広島銀行	384
株式会社中国銀行	84
株式会社もみじ銀行	35

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．株式に関する事項

(1) 株主の状況

① 発行可能株式総数　25,504,400株

② 発行済株式総数　6,941,500株

③ 株主数　1,805名

④ 上位10位の株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ＹＭコーポレーション	2,402千株	34.60%
山名徹	1,200	17.29
山名清	392	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	349	5.03
山名睦子	336	4.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	325	4.69
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	301	4.34
ハウス食品グループ本社株式会社	242	3.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505050	72	1.05
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	71	1.03

(注) 1. 持株比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年９月28日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　１個につき168,000円

③新株予約権の行使条件

- 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社取締役の地位にあることを要するものとする。
- 本新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

④新株予約権の行使期間　　2018年９月29日から2020年９月28日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	145個	普通株式14,500株	２名

2017年９月27日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　１個につき180,600円

③新株予約権の行使条件

- 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社取締役の地位にあることを要するものとする。
- 本新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

④新株予約権の行使期間　　2019年９月28日から2022年９月27日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	175個	普通株式17,500株	３名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年６月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山　名　　清	代表取締役社長	㈱ＹＭコーポレーション　取締役
山　名　　徹	取締役副社長　兼経営企画室長	㈱ＹＭコーポレーション　取締役
池　田　隆　幸	常務取締役　営業本部長	
林　　辰　男	取締役　管理本部長	
土　橋　一　仁	取締役　製造本部長	
恩　地　良　憲	取締役	㈲晶　取締役 恩地社会保険労務士事務所　代表
七　川　雅　仁	取締役	七川公認会計士税理士事務所　代表 （合）ピー・エム・エー・コンサルティング　代表社員 ＡＣアーネスト監査法人　代表社員
片　岡　佳　文	常勤監査役	
濱　田　隆　祐	監査役	濱田会計事務所　代表 クレアビズコンサルティング㈱　代表取締役 （合）御影みらいホールディングス　代表 日精テクノロジー㈱　社外監査役 ㈱大宣システムサービス　社外監査役
山　脇　将　司	監査役	山脇・山内法律事務所　代表 特定非営利活動法人中国四国成年後見センター　理事

（注）1. 常務取締役（生産技術本部長）城本浩司氏は2019年９月30日をもって、辞任により退任いたしました。
2. 監査役松浦茂氏は2019年９月25日開催の第45期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役恩地良憲氏は、2020年８月26日をもって、辞任により退任いたしました。
4. 取締役林辰男氏及び監査役片岡佳文氏は、2020年９月24日開催の第46期定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたします。
5. 取締役恩地良憲氏及び七川雅仁氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役濱田隆祐氏及び山脇将司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
7. 当社は、社外取締役である恩地良憲氏、七川雅仁氏及び社外監査役である濱田隆祐氏、山脇将司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 監査役濱田隆祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役濱田隆祐氏は、事業年度末日後の2020年７月30日付でインタープロテイン㈱の社外監査役に就任しております。

(2) 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	支給人数	支 給 額
取　締　役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	65,497千円 (1,680千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	6,474千円 (2,190千円)
合　　計 (うち社外役員)	12名 (5名)	71,971千円 (3,870千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2019年９月25日開催の第45期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名及び2019年９月30日をもって辞任した取締役１名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役３名517千円）を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は、2014年９月29日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2014年９月29日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
恩地　良憲	㈲晶　取締役 恩地社会保険労務士事務所　代表	当社と㈲晶及び恩地社会保険労務士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
七川　雅仁	七川公認会計士税理士事務所　代表 (合) ピー・エム・エー・コンサルティング　代表社員 ＡＣアーネスト監査法人　代表社員	当社と七川公認会計士税理士事務所、(合) ピー・エム・エー・コンサルティング、及びＡＣアーネスト監査法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
濱田　隆祐	濱田会計事務所　代表 クレアビズコンサルティング㈱　代表取締役 (合) 御影みらいホールディングス　代表 日精テクノロジー㈱　社外監査役 ㈱大宣システムサービス　社外監査役	当社と濱田会計事務所、クレアビズコンサルティング㈱、(合) 御影みらいホールディングス、日精テクノロジー㈱、及び㈱大宣システムサービスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
山脇　将司	山脇・山内法律事務所　代表 特定非営利活動法人中国四国成年後見センター　理事	当社と山脇・山内法律事務所及び特定非営利活動法人中国四国成年後見センターとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

	活動状況
取締役 恩地良憲	当事業年度に開催された取締役会には14回中12回出席し、主に社会保険労務士で取り組んできた専門的見地から、指導、意見を述べております。
取締役 七川雅仁	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 濱田隆祐	当事業年度に開催された取締役会には14回中13回、監査役会には14回中13回出席し、主に公認会計士として取り組んできた経験から、適宜意見を述べております。
監査役 山脇将司	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回、監査役会には14回中14回出席し、主に弁護士として培った経験・見地から、経営上有効な指摘、意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ誠実性をもって対応する見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社におけるコンプライアンスの基本原則として「株式会社やまみコンプライアンスガイドブック」を定め、社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長として取組みを推進するとともに、部門を統括する取締役、部長をコンプライアンス部門責任者として所属員の指導を行い、法令遵守を徹底する。

③ 当社の役員、社員をはじめとするすべての従業員は、組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報が監査役に適切に報告できるように、「公益通報者保護規程」を定めて運用している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。

② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では管理部が状況をフォローしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各部門におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。

② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を経営会議に報告する。

③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則について「危機管理規程」を定め、その周知を図る。

④ 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部門と報告体制を明確にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、権限委譲により、経営課題に対する迅速な意思決定と機動的な職務執行を推進する。その具体的な内容は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に明示する。

② 取締役は、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。

③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の達成状況を監督する。

④ 社内規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすい体系となるよう改定に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役または監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用または契約できることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

① 当社に関する重要事項

② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 法令・定款違反事項

④ 毎月の経営状況として重要な事項

⑤ 内部監査部門による監査結果

⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して内容を確認し、意見を述べることが可能な体制とする。

監査役会は、定期的に会計監査人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。また、当社は監査役が職務執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

７．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸借対照表

（2020年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,464,882**	**流動負債**	**4,138,011**
現金及び預金	259,408	買掛金	910,737
売掛金	1,503,024	短期借入金	1,400,000
商品及び製品	50,549	１年内返済予定の長期借入金	824,040
原材料及び貯蔵品	282,739	リース債務	1,415
未収消費税等	359,668	未払金	521,156
その他	9,492	未払費用	165,448
固定資産	**12,549,115**	未払法人税等	270,999
有形固定資産	**12,474,713**	預り金	32,931
建物	3,639,860	賞与引当金	10,553
構築物	353,393	その他	729
機械及び装置	6,317,167	**固定負債**	**4,007,508**
車両運搬具	8,988	長期借入金	3,881,235
工具、器具及び備品	25,947	リース債務	692
土地	2,126,946	預り保証金	4,000
リース資産	1,825	繰延税金負債	121,581
建設仮勘定	583	**負債の部合計**	**8,145,519**
無形固定資産	**14,038**	（純資産の部）	
ソフトウエア	13,418	**株主資本**	**6,848,747**
その他	619	**資本金**	**1,220,690**
投資その他の資産	**60,363**	**資本剰余金**	**1,193,690**
投資有価証券	9,288	資本準備金	1,193,690
出資金	10	**利益剰余金**	**4,434,809**
長期前払費用	9,726	利益準備金	7,569
その他	41,338	その他利益剰余金	4,427,239
		圧縮積立金	279,027
		繰越利益剰余金	4,148,211
		自己株式	**△443**
		評価・換算差額等	**170**
		その他有価証券評価差額金	170
		新株予約権	**19,560**
		純資産の部合計	**6,868,478**
資産の部合計	**15,013,997**	**負債・純資産の部合計**	**15,013,997**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**12,644,927**
売上原価		**9,738,559**
売上総利益		**2,906,368**
販売費及び一般管理費		**2,543,591**
営業利益		**362,776**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	101	
助成金収入	42,190	
自動販売機収入	4,847	
スクラップ売却収入	1,866	
受取補償金	17,905	
保険解約返戻金	6,331	
その他	4,186	77,435
営業外費用		
支払利息	25,255	
その他	5,054	30,310
経常利益		**409,901**
特別利益		
補助金収入	790,347	
新株予約権戻入益	4,006	794,353
税引前当期純利益		**1,204,254**
法人税、住民税及び事業税	378,432	
法人税等調整額	11,507	389,940
当期純利益		**814,314**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,215,556	1,188,556	1,188,556	7,569	290,615	3,474,927	3,773,112
当期変動額							
新株予約権の行使	5,134	5,134	5,134				
剰余金の配当						△152,618	△152,618
当期純利益						814,314	814,314
圧縮積立金の取崩					△11,588	11,588	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	5,134	5,134	5,134	―	△11,588	673,284	661,696
当期末残高	1,220,690	1,193,690	1,193,690	7,569	279,027	4,148,211	4,434,809

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△443	6,176,782	△341	△341	23,440	6,199,881
当期変動額						
新株予約権の行使		10,269				10,269
剰余金の配当		△152,618				△152,618
当期純利益		814,314				814,314
圧縮積立金の取崩		―				―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			511	511	△3,880	△3,369
当期変動額合計	―	671,965	511	511	△3,880	668,596
当期末残高	△443	6,848,747	170	170	19,560	6,868,478

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2　たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(1) 商品及び製品

先入先出法

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～31年
構築物	８～40年
機械及び装置	２～22年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社では、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当事業年度の業績への影響は現時点では大きな影響も出ておらず、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

（貸借対照表に関する注記）

1　補助金等により取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物	90,486千円
構築物	9,722千円
機械及び装置	63,862千円
計	164,071千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　9,128,972千円

3　担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

		（うち、工場財団抵当）
建物	1,173,864千円	（1,170,282千円）
構築物	20,799千円	（20,785千円）
機械及び装置	456,307千円	（456,307千円）
土地	640,930千円	（604,370千円）
計	2,291,902千円	（2,251,746千円）

(2) 担保に係る債務

		（うち、工場財団抵当）
短期借入金	900,000千円	（—）
1年内返済予定の長期借入金	814,040千円	（135,960千円）
長期借入金	3,856,235千円	（401,454千円）
計	5,570,275千円	（537,414千円）

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1　当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　6,941,500株

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	205株	0株	0株	205株

3　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年９月25日定時株主総会	普通株式	69,358	10	2019年６月30日	2019年９月26日
2020年２月12日取締役会	普通株式	83,259	12	2019年12月31日	2020年３月９日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年９月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,295	12	2020年６月30日	2020年９月25日

4　新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　85,600株

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に、豆腐、厚揚げ、油揚げの製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との関係維持のために取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

未払金、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当者が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	259,408	259,408	—
(2) 売掛金	1,503,024	1,503,024	—
(3) 未収消費税等	359,668	359,668	—
(4) 投資有価証券	9,288	9,288	—
資産計	2,131,390	2,131,390	—
(1) 買掛金	910,737	910,737	—
(2) 短期借入金	1,400,000	1,400,000	—
(3) 未払金	521,156	521,156	—
(4) 未払法人税等	270,999	270,999	—
(5) 長期借入金（１年以内返済予定を含む。）	4,705,275	4,745,383	△40,108
(6) リース債務	2,107	2,125	△17
負債計	7,810,276	7,850,402	△40,126

（注）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収消費税等

これらはすべて短期決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,214千円
未払事業税	7,883千円
棚卸資産評価損	4,239千円
減価償却費超過額	1,180千円
その他	459千円
繰延税金資産小計	16,977千円
評価性引当額	―千円
繰延税金資産合計	16,977千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74千円
圧縮積立金	△122,219千円
固定資産税	△16,264千円
繰延税金負債合計	△138,558千円
繰延税金負債純額	△121,581千円

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	986円69銭
１株当たり当期純利益金額	117円36銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年８月26日

株式会社やまみ
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笹山　直孝　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三戸　康嗣　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社やまみの2019年７月１日から2020年６月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第46期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、関西工場、及び富士山麓工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月26日

株式会社やまみ　監査役会

常勤監査役　片　岡　佳　文　㊞

社外監査役　濱　田　隆　祐　㊞

社外監査役　山　脇　将　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針並びに当期の業績、今後の事業展開等を慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社の普通株式１株につき金12円00銭
配当総額　　83,295,540円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年９月25日

第２号議案　取締役２名選任の件

社外取締役恩地良憲氏は、2020年８月26日付けで辞任いたしました。また、取締役林辰男氏は、本株主総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては社外取締役１名を含む、取締役２名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び主な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	おかむらしんいち 岡村真一 （1986年８月10日）	2009年４月　㈱大創産業入社 2017年３月　㈱大創産業退社 2017年５月　日本商業開発㈱入社 2020年４月　日本商業開発㈱退社 2020年５月　当社入社（現任）	―
2	ごとうかずゆき 後藤和之 （1956年２月12日）	1988年８月　㈱住創　代表取締役（現任） 2017年６月　社会福祉法人泰清会　理事長（現任） 2018年12月　三原テレビ放送㈱　代表取締役（現任） 2019年11月　三原商工会議所　副会頭（現任） 2020年３月　㈱道の駅みはら　代表取締役（現任） 2020年６月　㈱ＦＭみはら　代表取締役（現任）	―

（注）1. 各取締役候補者は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 後藤和之氏は社外取締役候補者であります。
4. 後藤和之氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の会社経営で培った知見と経験を有していることから、社外の意見をいただけるためであります。
5. 後藤和之氏が社外取締役に選任された場合、当社は後藤和之氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 後藤和之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役片岡佳文氏は本株主総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の氏名、略歴などは次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 及び主な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
林（はやし）　辰男（たつお） （1952年２月８日）	1974年４月　シャープ㈱　入社 2012年12月　同社 退社 2014年１月　当社　入社 2014年２月　当社　管理本部長兼管理部長 2014年７月　当社　取締役管理本部長兼管理部長 2016年７月　当社　取締役管理本部長（現任）	2,000

（注）1. 新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者林辰男氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者林辰男氏は本株主総会終結の時をもって、当社取締役を辞任いたします。
4. 林辰男氏が監査役に選任された場合、当社は林辰男氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 所有する当社の株式数は2020年６月30日時点のものであります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場　広島県三原市本郷南６丁目25番１号
本郷生涯学習センター「にいたかホール」
電話　(0848)85-0701

交　　通　（ＪＲ）　ＪＲ本郷駅　徒歩約３分
（バス）　芸陽バス本郷橋停留所下車　徒歩約３分

お知らせ　ご来場にあたりましては、駐車場に限りがございますので、できるだけ公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

